

2018年3月15日

## 消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会 資料

特定非営利活動（NPO）法人 消費者ネットワークかごしま  
理事長 森 雅 美

## 1. 経過

- (1) 鹿児島県における消費者被害の撲滅を大きな目的に、将来の「適格消費者団体」としての認可・設立を目指して、2008年11月、鹿児島県生活協同組合連合会が中心となって、弁護士、司法書士、消費生活相談員、学識者などに呼びかけ任意団体として設立しました。
- (2) 任意団体としてスタートした「消費者ネットワークかごしま」は、2013年より、認定に必要な“特定非営利活動法人（NPO法人）”を取得するための協議を始めました。結果、2015年4月1日に法人格を取得し、活動を開始しました。

2008年11月	任意団体として「消費者ネットワークかごしま」を立ち上げ情報交換会や学習会など活動を開始
2013年 7月	「特定非営利活動法人」格取得について協議開始
2014年12月	「特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま」設立総会
2015年 4月	法人格取得

## 2. 主な事業内容

- (1) 各種消費者問題の調査・研究、救済及び支援事業
- (2) 各種消費者問題に関する社会制度の改善への提言事業
- (3) 各種消費者問題の啓発に関する講演会、講座、研究発表会等の企画及び運営事業
- (4) 各種消費者問題に関する出版、広報及び情報提供事業
- (5) 消費者団体及び関係諸機関とのネットワーク事業
- (6) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款、不当な勧誘行為等の是正をすすめる事業、その他消費者契約法上の差止請求関係事業

### 3. 組織概要

(1) 名称 特定非営利活動法人 消費者ネットワークかごしま

(2) 主たる事務所 鹿児島市広木一丁目1番1号(鹿児島県生協連内)

(3) 設立年月日 2015年 4月 1日

(4) 役員

理事は弁護士、司法書士、大学教授、消費生活相談員、生協関係者等7名で構成しています。監事2名、事務局は生協コープかごしまに支えられています。

(5) 専門部会(19名)

会員の弁護士・司法書士・大学教授・消費生活相談員・事務局で構成する専門部会を設け、問題案件を検討し、必要に応じて問合せをした上で是正の申し入れをしています。

(6) 会費

個人正会員 1口 2,000円(年会費)

団体正会員 1口 5,000円(年会費)

賛助会員個人 1口 1,000円(年会費)

賛助団体会員 1口 3,000円(年会費)

(7) 会員数

個人正会員 112名 団体会員 9団体

個人賛助会員 57名 団体賛助会員 0団体

(8) 3月1日現在の収支残高 約200万円

鹿児島県の委託事業2015年250万、2016年250万、2017年230万は当団体の収支に大きな力となっていますが、2018年以降は財源の枯渇が見込まれています。

### 4. 主たる活動

(1) 理事会(17:30~18:30)

隔月を目途に開催し、全体企画の協議、専門部会提案の問い合わせ内容の審議、活動の終了審議などを行っています。

(2) 専門部会(18:30~20:00)

4グループに分けてグループごとの協議を行いながら、毎月の専門部会にて全体協議を行っています。

現在までに検討を進めているのは、冠婚葬祭互助会1件、家賃保証1件、パソコン保守契約1件、家電長期保証1件、太陽光パネル用地売買契約1件、スポーツクラブ契約5件、化粧品等の広告類5件、コインパーキング、DVDレンタル1件、マラソン大会募集案内1件などで、問い合わせの成果によってスポーツクラブ契約書の見直しで2件の成果がありました。

(3) 鹿児島県消費者教育活動業務委託事業(2015年度~2017年度)

鹿児島県から委託を受けた「消費生活講座」を、2016年は県下14箇

所、19回、徳之島町や西之表市（種子島）を含む離島、鹿児島市内2大学で開催しました。2017年度は県下7ヶ所8回、講演会を1回開催しています。講師は団体所属の委員や地域の消費生活相談員、学習講演会は池本誠司弁護士にお越しいただいて、「地域に根ざした適格消費者団体を目指して」という演題でお話しいただきました。

2016年度の参加者数は延べ364名（学生149名含む）、2017年度の学習講演会を含む参加者数は210名でした。



(4) 電話相談会(110番)



(5) マスコミ広報(2016年)

NHK番組「ひるまえクルーズ」に岩井作太専門部会委員長が出演

NHK鹿児島放送局に協力をお願いをし、当法人の存在をアピールするとともに、テレビで「消費生活講座」のお知らせを行いました。



(6) その他適格消費者団体連絡協議会等に参加し、他の消費者団体との交流を深めるなど、情報交換に努めています。

5. 要望事項

(1) 地方消費者行政の充実・強化に向けた支援について

地方消費者行政の充実・強化のために時限的ではなく恒常的な予算を付した支援の在り方を検討していただきたい。地方公共団体も基本的には予算の範囲内である意味ではポイント的な支援になりがちで、長期的な視野に立っての施策をしづらいうように思われます。

(2) 適格消費者団体を目指す団体への支援について

当NPO法人もできるだけ早い機会に適格消費者団体への認定を受けるために活動していますが、どの程度の内容を伴えば認定が受けられるのかの明確な指針がなく、どの時点で申請すべきか判断しかねているところです。

また、認定を受けるためには、様々な活動が必要とされますが、そのための財政的な基盤について困難を抱えています。会員の会費だけでは限界があり、県の委託事業で若干の資金を得ることはできるものの、県からは来年度はその

事業も縮小されると言われています。

そのため何か直接的な財政的支援を検討していただけないものかと希望しているところです。

## 6．テーマに関して

消費者教育の点についてですが、鹿児島県や県下の市町村で、消費者教育の取り組みがなされ、私の属する鹿児島県弁護士会でもここ5年程毎年10数校の中学生向けの消費者教育に講師を派遣したりしています。また、司法書士会もそのような取り組みをしています。

ただ、これらに関してもっと組織的かつ長期的視野に立っての対応ができないかと思えるところです。この点について何か効果的な取り組みがなされているところがあれば参考にさせていただきたいと思います。